

平成23年5月臨時会

議案説明資料

警察本部

平成23年5月臨時会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年4月15日専決)	監察官室	1
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年4月15日専決)	監察官室	2
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成23年4月15日専決)	監察官室	3

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成23年4月15日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年4月15日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 米子市 個人</p> <p>乙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県は、人身損害に対する損害賠償金1,067,800円を甲に、1,065,745円を乙に、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成22年10月7日</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>米子市和田町地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（交通事故捜査車）を運転中、十分な安全確認を行わないまま対向車線へ転回したため、前方から同車線を直進してきた和解の相手方甲が運転する小型乗用自動車危険回避したところ、操作を誤って路外に逸脱し、甲及び小型乗用自動車に同乗の和解の相手方乙が負傷したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年4月15日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年4月15日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金92,767円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成22年12月11日 イ 事故発生場所 鳥取市湯所町一丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成23年4月15日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成23年4月15日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>東京都新宿区西新宿三丁目20番2号</p> <p>住友三井オートサービス株式会社 代表取締役 佐藤 誠</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金187,042円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成23年1月21日</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>倉吉市新陽町地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方不注意により、前方で停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p>